

2024

# 高校生のための交通安全

自転車を安全に乗るために



このリーフレットでは、特に高校生の皆さんに心掛けて欲しいことや、交通事故を起こしてしまった時の責任の重さを知ってもらうために過去に実際に高校生が起こしてしまった事故事例を記載しています。

自転車に乗る前に必ず読んでいただき、みんなで交通事故の防止に努めましょう。

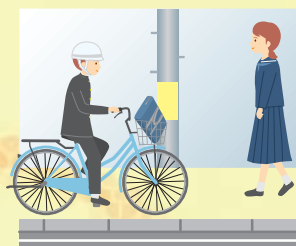
**公益社団法人 北海道交通安全推進委員会**

# 自転車安全利用五則

## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

普通自転車が歩道を通行することができるのは、

- 「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道
- 13歳未満の子供
- 70歳以上の高齢者
- 身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 車道通行が危険な場合 などです。



## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 自転車は、道路を通行する時は、信号機等に従わなければいけません。
- 交差点では一時停止と安全確認し、一時停止標識のある場所などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



## 3 夜間はライトを点灯

- 無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。  
安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



## 4 飲酒運転は禁止

- お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。  
自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

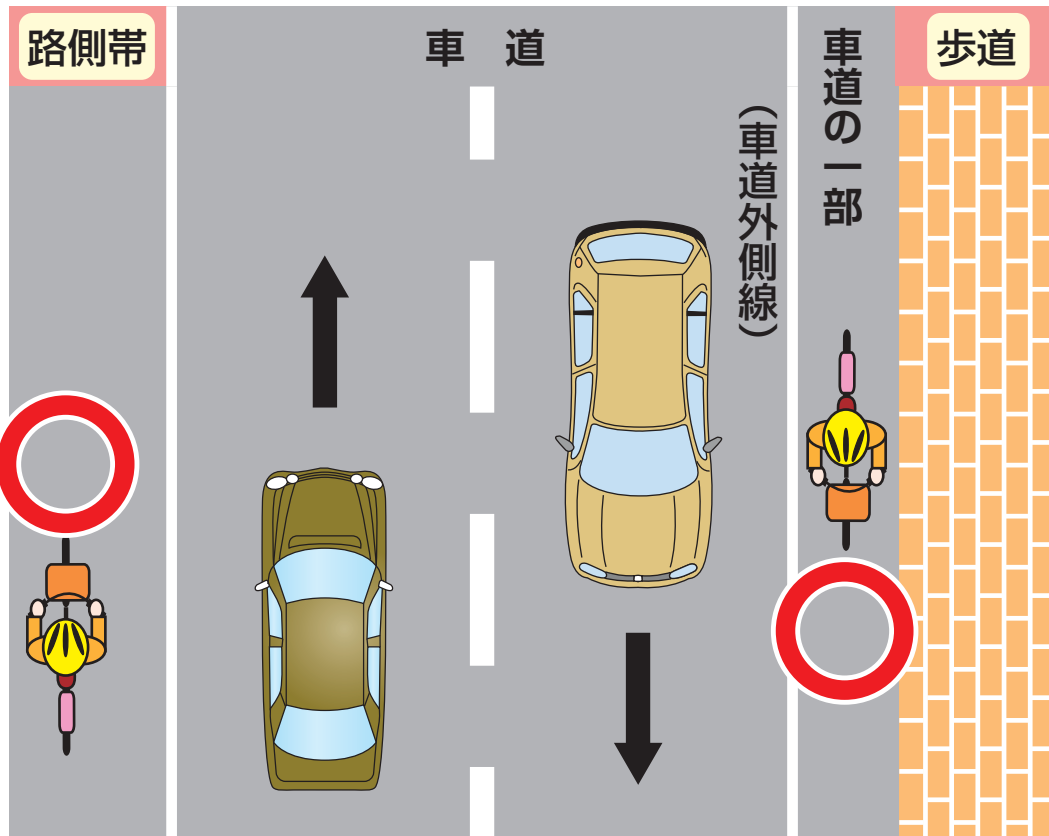


## 5 ヘルメットを着用

- 自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

# 自転車(軽車両)は車両の仲間 車道の左側を通行(車と同じ方向)

※一方通行の道路でも左側通行



※歩道がある側の車道外側線の路端は、車道の一部で路側帯ではありません。

## 路側帯とは

歩道のない道路等で、歩行者が通行するために設置された、道路標示(白線)によって区分された部分の事で、原則自転車も通行できます。

## 左側通行

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

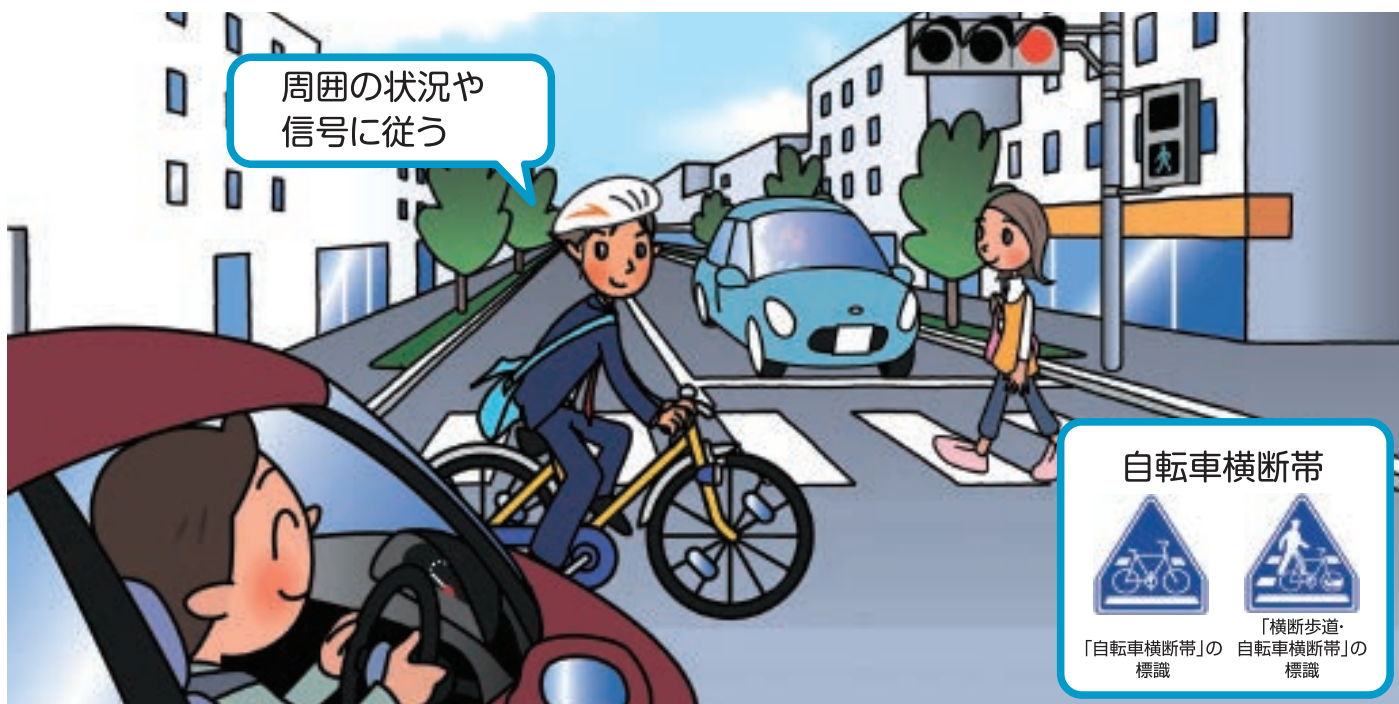
## ◎右側通行(車道逆走)

通行区分違反：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## ◎一方通行逆走

通行禁止違反：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
過失10万円以下の罰金

# 交差点は事故が多発する危険地帯 自転車で通行する場合の注意点



## 信号遵守と一時停止の励行

信号のある交差点は信号に従って通行しなければなりません。信号機の無い交差点では一時停止を行うようにし、周囲の状況をよく観察して左右の安全を確認しましょう。

## 横断歩道の渡り方

横断中の歩行者がいる時は自転車から降り、歩行者の通行の妨げとならないよう自転車を押して横断歩道を渡らなければなりません。「自転車横断帯」がある時は、必ずそこを通らなければなりません。

## 巻き込み事故

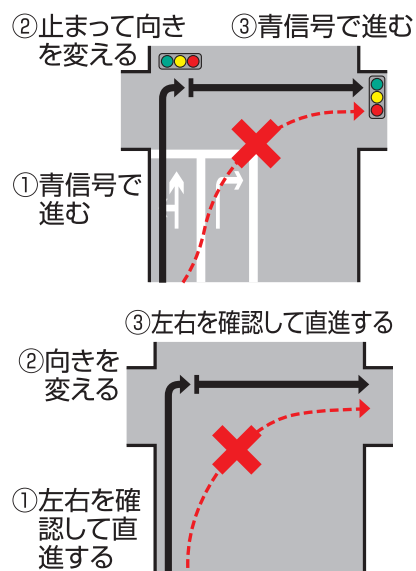
左折する車(特に大型車)の死角に自転車が入ると、車(特に大型車)の内輪差によって巻き込まれる可能性があります。交差点の近くで左折車と並んだ時は、左折車を先に行かせてから進みましょう。



## 交差点での右折の仕方

交差点では、交差点の左端に沿って十分速度を落とし向こう側の角まで直進します。自転車の向きを変え、前後左右の安全を確かめ、(信号機がある場合は信号に従い)交差点の左端に沿ってゆっくり進まなければなりません。

### 交差点右折の注意点



# 高校生に多い 交通違反



## ヘッドホン等を使用しての運転

ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

【罰則：5万円以下の罰金】



## 携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話を使用する時は自転車から降りて、他の歩行者の通行の妨げにならない場所で使用しなければなりません。

【罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金】



## 二人乗り

バランスを崩しやすくなったり、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が延びるなど、事故につながりやすくなりますので、二人乗りはしてはいけません。

【罰則：2万円以下の罰金または科料】



## 横に並んでの通行

自転車は原則、他の自転車と横に並んで通行することは出来ません。

【罰則：2万円以下の罰金または科料】



## 傘差し運転

傘差し運転は、片手運転となり危険な上、歩行者等にも危害を及ぼします。降雨時に自転車に乗る時は、雨合羽を着用しましょう。

【罰則：5万円以下の罰金】



## 無灯火

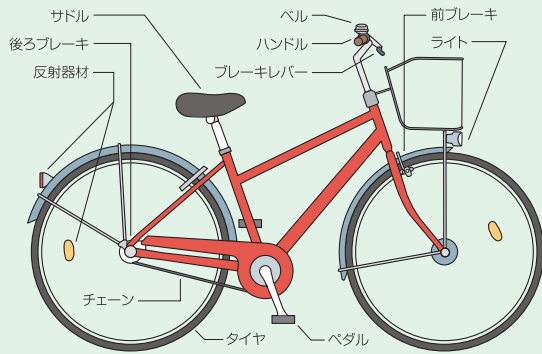
夜はもちろん、昼でも暗い場所(トンネル等)を通行するときは、ライトを点けなければなりません。

【罰則：5万円以下の罰金】

# 自転車の点検・ヘルメットの着用

自転車を安全に乗るためには、常に点検と手入れをし、自転車の機能が完全に働くように点検しておきましょう。

- サドルがぐらついていないか。
- サドルにまたがった時、両足のつま先が地面に着くか。



- ハンドルが曲がっていないか。
- ペダルが曲がっていて、足が滑る恐れはないか。
- チェーンがゆるみ過ぎていないか。
- ブレーキが前も後ろも効くか。
- 警音器(ベル等)が鳴るか。
- ライトが明るく点くか、また、レンズは汚れていないか。
- 反射器が汚れていないか。
- 反射材(リフレクター等)が付いているか。
- タイヤにしっかり空気が入っているか、またすり減っていないか。

## もしものために -TSマーク-

自転車も年1回、自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で、自転車の点検・整備(有料)を受け、損害補償と賠償責任補償の保険がついている「TSマーク(1年間有効)」を貼ってもらいましょう。

TSマークの種類	区分	傷害補償		賠償責任補償	被害者見舞金
		入院15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害	入院15日以上
第一種 TSマーク (青マーク)	第一種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円	一律 10万円
第二種 TSマーク (赤マーク)	第二種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円	
第三種 TSマーク (緑マーク)	第三種 TSマーク	一律 5万円	一律 50万円	限度額 1億円	

※TSマーク付帯保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的に点検を受けて、保険の更新をしましょう。

### ●大切な命を守るヘルメット

自転車利用中の交通事故で、亡くなられた方の多くは頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて3倍以上高くなるというデータもあります。自転車に乗る時は、ヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。

# 交通事故 自転車利用者にも大きな責任

道路交通法上では、自転車も車やバイクと同じ「車両」の仲間です。自転車を運転していて交通事故を起こし、歩行者に危害を加える等すれば、懲役、禁錮、罰金等の刑事責任や損害賠償等の民事責任といった社会的責任が問われることがあります。

自転車で事故を起こした場合の責任の重さをよく理解し、交通ルールを守って安全な乗り方に努めるようにしましょう。

## 交通事故の場合の3つの義務

- ① 負傷者を救護する義務
- ② 道路における危険の防止措置をする義務
- ③ 直ちに最寄りの警察署等警察官に報告する義務

※自転車事故を甘く考えてはいけません。逃げたらひき逃げ重大犯罪

ひき逃げ(救護義務違反)：軽車両の運転者 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

## 自転車の悪質違反者に対する講習制度について[平成27年6月1日から]

危険行為を反復して行った人に講習受講が命じられます。

※信号無視、通行禁止違反、指定場所一時不停止、妨害運転など、「危険行為」として道路交通法施行令で定める違反を3年以内に2回以上行った自転車運転者(14歳以上)を対象に、運転者としての資質向上を図るため、公安委員会が行う講習です。

政令で定める違反行為を繰り返した自転車運転者

一定の期間内に受講せず

自転車運転者講習受講

5万円以下の罰金

# 高校生が 加害者になった事故事例



傘をさしながら走行中にT字路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の左大腿部を骨折させた。

■損害賠償額505万円

歩道から交差点に無理に進入し、女性保険勧誘員の自転車と衝突。女性は頭蓋骨骨折を負い、9日後に死亡。

■損害賠償額3,138万円

道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒、後日死亡。

■損害賠償額2,650万円

通学中、歩行者に衝突。被害者には、せきずい脊髄損傷による麻痺の後遺障害が残る。

■損害賠償額6,008万円

赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性旋盤工のオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。

■損害賠償額4,043万円

帰宅途中、無灯火で歩行者に気付かず衝突、死亡させた。

■損害賠償額1,169万円

帰宅途中、植木のせんてい剪定をしていた作業者の脚立に接触、転倒させ、死亡させた。

■損害賠償額685万円

車道を斜め横断し、対向車線を直進してきた男性会社員の自転車と衝突。男性に言語機能等の重大な障害が残った。

■損害賠償額9,266万円

無灯火の上、携帯電話を操作しながら片手運転し、看護師女性に追突。被害者女性は、手足に痺れが残り歩行困難になった。

■損害賠償額5,000万円

## 北海道自転車条例（平成30年4月1日施行）

※自転車を利用する際は

- ヘルメットの着用に努めましょう。
- 自転車の後部だけでなく、側面にも反射材を装備しましょう。
- 万が一の事故に備えた自転車損害賠償保険等に加入しましょう。